

香取市合併 20 周年記念ロゴマーク制作支援業務委託仕様書

1 業務名

香取市合併 20 周年記念ロゴマーク制作支援業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 31 日

3 業務の目的

香取市は令和 8 年 3 月 27 日に合併 20 周年を迎えるため、様々な記念事業を実施することで市内外に広く合併 20 周年を発信することとしている。20 周年事業の周知を図るとともに、市民をはじめとする多くの皆様と共有するためのシンボルとなるロゴマークを作成する。

4 業務内容

ロゴマークの公募から審査、発注者がロゴを使用するためのデータ作成や商標登録のほか、決定したロゴマークのガイドラインの整備等を行うものとする。

なお、すべての業務は諸経費を含めてすべて実施要領に記載の提案上限額の範囲内で実施すること。

業務の詳細は以下のとおり。

(1) 作品の公募、応募作品の受付・管理・整理

- ア 応募作品の受付方法は、電子データおよび紙媒体のどちらでも受け付けられるものとする。なお、募集するロゴマークの形状は平面作品のみとする。
- イ ロゴマーク公募に関する受付窓口を設置し、問合せ等に対応する。
- ウ 受け付けた作品や個人情報等は、別記「個人情報等取扱特記事項」を踏まえて厳重に管理すること。
- エ 紙媒体で受け付けた作品はスキャンデータを作成し、電子データで受け付けした作品と合わせて、管理しやすいようリスト化等すること。
- オ 応募作品のデザイン、作品の説明をまとめて 1 ページに集約し、全作品をまとめた閲覧用のデータを作成すること。

(2) 応募作品の形式要件確認

応募作品について、形式要件を確認し、発注者へ報告する。

すべての応募作品について、募集要領に記載した制作条件のうち基本的な項目（ロゴマークを構成する要素等）を満たしているか及び法的な観点（反社会的な要素、誹謗中傷を含むも

の、公序良俗その他法令の規定に反するもの等）から確認、選別した上で、発注者へ報告する。

（３）選考

ア １次選考

１次選考は香取市合併 20 周年記念事業実行委員会事務局（以下、事務局）と事務局で選任した選考員において 6 点を選出する。

受注者は選出された 6 点について、知的財産関連調査を実施する。

（ア）候補作品の知的財産関連調査

２次審査の対象となる作品 6 点について、弁理士等による先行商標調査を行う。

先行商標調査を実施する商品及び役務の区分は以下の 2 区分とする。

第 1 6 類「紙、紙製品及び事務用品」、第 4 1 類「教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動」また、既に公表されている作品と同一または類似ではないこと、および、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確認し発注者に報告する。

なお、ロゴマークの公募にあたっては、募集要領において、作品の制作過程に関する情報や制作段階におけるデッサン等の関連資料、参考資料の保存並びにコンセプトの説明等を要することとしている。

（イ）受注者は、選考員への報酬（2 万円×3 名）を委託費の中から提供すること。

イ ２次選考

２次選考は WEB や SNS 及びイベント等を利用して、一般投票により行う。２次審査に進む応募作品が紙媒体で応募されたものの場合は、WEB 上での２次審査に支障がないようスキャンデータを作成する。一般投票の方法及び企画については企画提案内容を基に発注者と協議の上決定し、投票の受付及び集計については受注者において行うものとする。なお、一般投票に必要な制作物や物品を納品すること。

一般投票には発注者が運用する HP、SNS も使用できるものとする。なお、上記の使用は必須ではなく、他の方法の提案も妨げない。

２次選考では 3 点選出するものとする。

ウ 最終選考

香取市合併 20 周年記念事業実行委員会により、最優秀賞 1 点を選出する。

（４）賞金等

受注者は、最優秀賞に選ばれた応募者に賞状と副賞（賞金：5 万円）を委託費の中から提供すること。

（５）データ作成

ロゴマークとして採用された作品を記念事業で広く活用できるよう、応募者と調整をとりつつデータ作成を行うこと。

ロゴマークはカラー、モノクロやネガティブ表示での使用ができるよう、各パターンの作成をし、使用ルールを定めたデザインガイドラインを作成すること。

(6) ロゴマーク使用ガイドライン作成

ガイドラインの作成にあたっては、下記の基本規定を必ず設けること。

ア コンセプトの解説

イ ネガ・ポジ・モノクロ（濃淡有無）・単色バリエーションの作成について

ウ カラー、モノクロ出力時のカラー指定について

エ 使用可能及び使用不可能なバリエーションについて（組合せ・配置・展開例の提示、使用禁止例の提示等）

オ スケール（グリッド、ドット等）について

カ 最小使用サイズについて

キ アイソレーションエリア（ロゴマークの不可侵領域）について

ク 視認性確保（背景色とロゴマークの視認性、背景の条件による視認性の確保等）について

(7) 商標登録

発注者との協議を経て完成したロゴマークについて、特許庁に出願し商標登録を行うこと。
なお、出願及び登録に要する費用については、受注者が負担するものとする。

(8) ロゴマーク活用方法の企画提案

令和8年1月1日から令和9年3月31日まで行われる香取市合併20周年記念事業実施期間内において、合併20周年の周知や、機運醸成に資するロゴマークの活用方法について、企画提案するものとする。

5 制作上の留意点

ロゴマークに修正・追加を加える場合があるため、その作業費用も考慮すること。

6 成果物

(1) 応募データ一式

(2) 一般投票に必要な制作物や物品一式

(3) 候補作品の知的財産関連調査報告書一式

(4) ロゴマークデータ一式（pdf、jpeg、ai形式）

(5) 商標登録出願、登録に関する書類一式

(6) ロゴマーク使用ガイドライン一式 (pdf、docx または pptx 形式)

(7) 上記の電子データ一式 (DVD)

* 電子データは最終的なものを P D F 形式及び修正や変更が可能な状態のオリジナルファイルの形式で納品すること。形式や保存媒体などの詳細は発注者と別途協議すること。

7 納品期限

- 6 成果物 (1) : 令和 7 年 7 月 8 日 (火)
- 6 成果物 (2) (3) : 令和 7 年 7 月 31 日 (木)
- 6 成果物 (4) : 令和 7 年 9 月 30 日 (火)
- 6 成果物 (5) (7) : 令和 8 年 3 月 31 日 (火)
- 6 成果物 (6) : 令和 7 年 10 月 31 日 (金)

8 支払方法

履行後一括払い

9 その他

(1) 著作権については、以下の取扱いとする。

- ア 本業務により新たに発生した著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、香取市に帰属することとし、香取市 (香取市が指定するものを含む。) は受注者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- イ ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等 (以下「権利保留物」という。) については、受注者に留保するものとし、この場合 香取市は権利保留物について独占的に使用できるものとする。
- ウ 受注者は、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- エ 受注者は、香取市に対し、本市納品物に関する著作権者人格権を一切行使しないものとする。
- オ 採用するロゴマーク案から生じる商標権等の権利者は香取市とする。
- カ ロゴマークについて、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任負担において、当該紛争における一切を処理しなければならない。
- キ 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利 (以下「特許権等」という。) の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(2) 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- ア 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部

分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- イ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、受注者と香取市合併 20 周年記念事業実行委員会事務局が必要に応じて協議するものとする。